

令和5年5月29日
理事会承認

「 神戸芸術工科大学 ガバナンス・コード 」＜第3版＞

学 校 法 人 谷 岡 学 園
神戸芸術工科大学

目 次

制定の意義・目的と運用

はじめに	2
------	---

第1章 神戸芸術工科大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

- 1-1 建学の理念
- 1-2 神戸芸術工科大学の教育と研究の目的

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

- 2-1 理事会
- 2-2 理事
- 2-3 監事
- 2-4 評議員会
- 2-5 評議員

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

- 3-1 学長
- 3-2 教授会

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

- 4-1 学生に対して
- 4-2 教職員等に対して
- 4-3 社会に対して
- 4-4 危機管理及び法令遵守

第5章 透明性の確保（情報公表）

- 5-1 情報公表の充実

制定の意義・目的と運用

- (1) 学校法人は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学づくりを進めていく。
- (2) 学校法人は、高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、新たな公益法人制度や社会福祉法人制度等の改革の状況を踏まえ、これらの公益的な法人と同程度の運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足る、これまで以上に公共性を備えた存在であり続ける。
- (3) 学校法人は、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーに支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けながら使命を全うすることを通じて、高い公共性を追求していく。
- (4) 学校法人は、適切なガバナンスを確保し、私立大学の教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、高等教育機関の国公私間の構造的な財政基盤の格差について、社会に問いかけていく。
- (5) 私立学校法においては、所轄庁である文部科学省に寄附行為の認可、解散命令などの監督事項が付与されているものの、学校法人の公共性ととも自主性が最大限に尊重される原則となっており、その点に鑑みても、自律的な「私立大学版ガバナンス・コード」の制定は重要な意義がある。

日本私立大学協会憲章「私立大学版 ガバナンス・コード」(第1版)より抜粋
〔平成31年3月28日、第150回総会(春季)了承〕

はじめに

神戸芸術工科大学は、建学の理念に基づく大学としての使命を果たすため、適切なガバナンスを確保し、時代の変化に対応した大学づくりを推進します。また、本学の教育・研究・社会貢献機能を最大限に発揮し、大学の価値を高めることを目指します。

ここに「神戸芸術工科大学ガバナンス・コード」を策定し、基準として適用することで、強固な経営基盤に基づく新しい大学づくりを推進します。

第1章 神戸芸術工科大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

神戸芸術工科大学の存在意義は、「芸術工学」という日本で誕生した学問の固有性と自律性が尊重され、個性豊かな教育研究を行う機関として発展してきたことにあります。また、社会の発展と安定に必要とされる人材育成に大きく貢献するとともに、高等教育へのアクセスの機会の提供や地域社会の知的基盤としての役割を果たしてきました。

本学は、学校法人谷岡学園の建学の理念に基づく大学としての使命を果たすため、適切なガバナンスを確保し、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。また、中期計画を策定し、大学の教育・研究・社会貢献機能を最大限に発揮し、学生を始め様々なステークホルダーに対し、本学の教育・研究及び社会貢献の機能などの価値を高めていきます。

1-1 建学の理念

(1) 建学の理念

「世に役立つ人物の養成」を建学の理念とし、それを (1) 思いやりと礼節 (2) 基礎的実学 (3) 柔軟な思考力 (4) 楽しい生き方 と解釈しています。

(2) 建学の理念に基づく人材像

人間的に優れ、社会に必要な知識・技能・資格を備え、かつそれを活用し得る幅広い視野、適応力、創造性を持つ、そして、何事にもプラス思考で取り組み、楽しい充実した生活を送ることのできる人材を養成します。

1-2 神戸芸術工科大学の教育と研究の目的

(1) 建学の理念に基づく教育と研究の目的

神戸芸術工科大学の教育研究の目的は、芸術的感性と人文・社会・自然科学にまたがる豊かな教育を融合させ、人間の視点から科学技術を駆使した「芸術工学」の教育研究を行い、人間を豊かにする総合的な視点から新たな表現に挑戦するデザイナーやアーティスト、未来を担う創造的な研究者やクリエイターを育成することにあります。

① 芸術工学部の教育と研究の目的

「科学と技術」「芸術と文化」「人間と歴史」の学域を融合させた「芸術工学」の基礎知識を学び、人間の生活や環境をより機能的に、より快適に、より美しくするためのデザインやアート、そして時代が求める最先端の「芸術工学」の教育研究を行うことを目的としています。

② 大学院芸術工学研究科の教育と研究の目的

現代の状況に対応した専門的な研究や表現活動を通じてデザインの理論を深め、「芸術工学」という学問分野を確立するとともに、多様なデザイン環境に対応できる高度な専門知識・能力・技術を備えた総合的なビジョンを持ったデザイナー、アーティスト、クリエイターの育成と、指導力を持った創造的な研究者や実践者を育成することを目指しています。

(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて

安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。

(3) 神戸芸術工科大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、保護者、卒業生、地域社会構成員等のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に大学運営を進めます。
- ③ 本学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。本法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

理事会は、本法人の継続的な発展を目指し、経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する本法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の報告を求め、その報告を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑤ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑥ 役員（理事・監事）が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑦ 役員（理事・監事）の本法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。

- ⑧ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事長を補佐する理事として、常勤理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
- ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦ 本法人と理事が利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。

(3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

理事に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、その責務を果たすため、理事会に出席するとともに、学校法人谷岡学園監事監査規程等に則り職務を執行します。
- ② 監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ③ 監事は、本法人の業務等に関し不正の行為又は法令違反若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ④ 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑤ 監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は理事会における選出の後、評議員会の同意を得て、監事を選任します。
- ② 監事は2人以上3人以内を置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、学校法人谷岡学園監事監査規程等を作成します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、学校法人谷岡学園監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士及び内部監査者の三者により、三様監査推進懇談会を開催し、監査結果等について、意見交換を行い、監事監査の機能の強化・充実を図ります。
- ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ③ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聴きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ④ 役員に対する報酬等の支給の基準
- ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑥ 合併
- ⑦ 私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げる事由に因る解散
- ⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項
- ⑨ その他本法人の業務に関する重要事項

(2) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(3) 評議員会は、監事を選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員となる者は、次に掲げる者としています。

- ア 本法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - イ 本法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ② 本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
 - ③ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱い及び理事の互選による扱いとしています。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、学校法人谷岡学園寄附行為第51条に、「理事会において行う」とあり、神戸芸術工科大学学則第4条第3項において、「学長は、学務を統括し、所属職員を統督する。」としています。

3-1 学長

（1）学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、神戸芸術工科大学学則第1条に基づき、本学の教育目的である「人間生活に最も適合する科学技術を発展させるため、人間の立場から総合的に科学技術を駆使する「芸術工学」の教育研究を通じて、人文、社会、自然の諸科学にまたがる芸術的感性と豊かな教養を融合し、人々を豊かにする総合的視野をもつ新たな表現に挑戦するデザイナー、芸術工学の教育研究を通して新たな時代を切り拓く創造性豊かな研究者や指導的実務を担うクリエイターを養成する」ことを達成するため、リーダーシップを発揮し、学務を統括し、所属職員を統督します。
- ② 本学教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

（2）学長補佐体制（副学長・学部長・大学院研究科長の役割）

- ① 大学に副学長を置くことができるようにしており、神戸芸術工科大学学則第4条第4項において「副学長は、学長の学務の統括運営を補佐する。」としています。
- ② 大学に学部長を置くことができるようにしており、学部長の役割については、神戸芸術工科大学学則第4条第5項において「学部長は、学長を補佐し、その命を受けて本学の教学運営業務を遂行し、学部内の業務を処理するとともに、学部内に所属する教員を指揮監督する。」としています。
- ③ 大学院に大学院研究科長を置くことができるようにしており、大学院研究科長の役割については、神戸芸術工科大学大学院学則第3条の2第2項において「研究科長は、学長を補佐し、その命を受けて本大学院の教学運営業務を遂行し、研究科内の業務を処理するとともに、研究科内に所属する教員を指揮監督する。」としています。

3-2 教授会

（1）教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については神戸芸術工科大学学則第6条並びに神戸芸術工科大学大学院学則第5条に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

神戸芸術工科大学は、その社会的責任を十分に果たすために、ステークホルダー（学生、教職員、保護者、卒業生等）のみならず、広く社会から信頼され、支持される存在であり続けるために、時代の変化に対応した高い公共性と信頼性を確保していきます。

4-1 学生に対して

（1）芸術工学部と大学院芸術工学研究科において、3つの方針（ポリシー）を示し、入学から卒業・修了に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

① 芸術工学部の3つの方針

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

人間生活に適合する科学技術を発展させるために、人間とその歴史を基盤に、科学技術を駆使した芸術表現を教育研究する芸術工学の大学として設立されました。「科学と技術」「芸術と文化」「人間と歴史」の学問分野にまたがる「芸術工学」の基礎知識を身につけ、豊かなコミュニケーション能力と確かな表現技術の修得、感性の練磨に努め、常に時代の要請に鋭敏に反応し、社会との関わりの中で持続的に創造的な活動ができるデザイナー、アーティスト、クリエイターの養成を教育目標としたカリキュラムにおいて、所定の単位を修めた者に、学士（芸術工学）の学位を授与します。

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

「科学と技術」「芸術と文化」「人間と歴史」の学問分野にまたがる「芸術工学」の基礎知識を学び、人間の生活や環境を機能的で心地よく、さらに美しくするためのデザイン、並びに時代が求める最先端の芸術についての教育研究を行うことを目的とします。

大学生としてふさわしい知識や教養を基礎教育科目で、学科を超えた融合的な基本的知識や基本的表現技術を専門教育科目・芸術工学基礎区分で学びます。

専門分野として、環境デザイン、プロダクトデザイン、ビジュアルデザイン、映像表現、まんが表現、ファッション、アート・クラフトをおき、時代の発展・変化を背景に生まれるデザイン、現代アート及びメディア・アート、さらには、伝統的な文化・芸術から創生される新しい感性を表現活動の実践から身に付けた高度な表現者・教育者を養成します。

ウ 芸術工学部入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

人間生活に最も適合する科学技術を発展させるため、人間の立場から総合的に科学技術を駆使する「芸術工学」の教育研究を通じて、人文、社会、自然の諸科学にまたがる芸術的感性と豊かな教養を融合し、人々を豊かにする総合的視野をもつ新たな表現に挑戦するデザイナー、芸術工学の教育研究を通して新たな時代を切り拓く創造性豊かな研究者や指導的実務を担うクリエイターの養成に必要な素養（知識、観察力、論理的思考力、表現力、造形力、コミュニケーション力、プレゼンテーション力）や姿勢を持つ人を、多様な入試を用い、各学科・コースごとに選抜を行います。

② 大学院芸術工学研究科の3つの方針

ア 修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

芸術工学研究科において定める期間を在学して所定の単位を修得し、かつ研究指導を受け、修士論文

または博士論文の審査及び最終試験に合格し、次の能力を修得した者に修士または博士の学位を授与します。

1) 芸術工学専攻

1. 専門とする領域において、高度な知識、能力、技能を身につけている。
2. デザイン・アートの専門分野を積極的に横断し、総合的な研究開発を遂行する能力を身につけている。
3. 高い倫理性と責任感を持ち、研究、指導する能力があり、その成果を広く社会に向けて発信することができる。

2) 総合アート&デザイン専攻

1. 専門とする領域において、十分な知識と技能を身につけている。
2. デザイン・アートの専門分野を横断し、総合的実践的な構想・戦略、計画・立案できる能力、表現能力、技術を身につけている。
3. 社会的課題に応えることができる探求能力と表現能力を身につけ、広く社会に向けて発信することができる。

イ 大学院教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1) 芸術工学専攻

個々の研究課題を調査、研究及び創造実践を重ねるなかで、自らの課題の認識を深め、いくつかの分析手法を試行し、そこから見出した知見を展開する力を養います。必要な知識については、修士課程カリキュラムから修得します。総合アート&デザイン専攻を修了していない者は、総合的な「芸術工学特論 A・B」を修得します。また、芸術工学研究所と連携するプロジェクト科目が研究活動を支援します。特別研究では、創造的で独自性のある研究を求めます。

2) 総合アート&デザイン専攻

基幹科目では、総合的な「芸術工学特論 A・B」と分野別の「科学と技術特論」「人間と社会特論」「芸術と文化特論」により、科学とデザイン・アートが融合する「芸術工学」の中心的な考え方を学びます。国際科目では、アカデミックリテラシーの基礎と、国際的なコミュニケーションでのアカデミックプレゼンテーションを学びます。また、専門科目では、各学域に対応する専門的な知識を修得します。

さらに、社会的課題や国際的活動を対象として芸術工学研究所との連携によるプロジェクト科目により、知的素養、デザインとアートの専門性、そして分野を超えた構想力・実践力を高めます。

修士課程における研究・制作の成果は特別研究として論文または作品としてまとめます。

ウ 大学院入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

現代の多様化した環境とシステムに対応できる知識、能力、技術を備えた実践的な戦略を立てられる総合的なデザイナー・アーティスト並びにデザインやアートの専門的研究と理論の深化を通して創造性豊かな研究者の養成をめざします。大学院修士課程および博士後期課程では、次のような目的をもって意欲的に取り組む人を求めます。

1) 芸術工学専攻

1. 「芸術工学」を基盤にして知識基盤社会を多様に支える人
2. デザインやアートの学術活動を通して、創造性豊かな研究開発に意欲のある人
3. 確かな教育力および研究能力を兼ね備えた指導者を目指す人

2) 総合アート&デザイン専攻

1. デザインやアートの制作活動や学術活動を通して、創造性豊かな感性を備える人

2. 現代の多様化した環境とシステムに対応するための高度な専門知識・能力・技術に高い関心を持ち、それらを身につけたいと求めている人
 3. 高度なアートの専門知識および卓越した表現能力・技術を備えた総合的なアーティストを目指す人
- ③ 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。
 - ④ ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価の仮説と検証による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

本学全構成員による、建学の理念に基づく教育・研究活動等を通じて、神戸芸術工科大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

(3) ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る仮説と検証を毎年度明示します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

(4) スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成16（2004）年度から、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革の仮説と検証の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公表

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公表することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

- ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
- ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。
- ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。
- ④ 大規模災害への対応として、地域社会と減災活動に取り組めます。
- ⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。
 - ア 大規模災害
 - イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）
- ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。
 - ア 学生・生徒等の安全安心対策
 - イ 減災・防災対策
 - ウ ハラスメント防止対策
 - エ 情報セキュリティ対策
 - オ その他のリスク防止対策

(2) 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則、就業規則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公表）

神戸芸術工科大学は、我が国の高等教育の担い手であり、社会に質の高い重要な人材を提供する公共性の高い機関であることから、法人運営や教育研究活動の透明性の確保に一層努めます。

本学の目的は、教育、研究、社会貢献など多様であり、多様なステークホルダーの存在を踏まえ、透明性を高める観点から、法人運営、教育研究活動の公共性と適正性を確保し、ステークホルダーに対する説明責任を果たします。

5-1 情報公表の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条の2）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公表するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学科等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

(2) 自主的な情報公表

法律上公表が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公表します。

教育・研究に資する情報公表

- ア 海外の協定校
- イ 大学間連携
- ウ 神戸市との『デザイン都市・神戸』推進のための連携協力
- エ 芸術工学研究所の活動
- オ 受託研究等の産学官連携及び地域連携
- カ 科学研究費助成事業の採択状況
- キ 社会人キャリア・アップ プログラム（履修証明プログラム）
- ク 生涯学習（研究生制度・科目等履修生制度）

(3) 情報公表の工夫等

- ① 上記(1)②の学校法人に関する情報については、Web 公表に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ② 公表方法は、インターネットを使った Web 公表が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、大学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ③ 公表に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

神戸芸術工科大学